

議案第4号参考資料

利根町企業立地促進条例新旧対照表

現行	改正案
本則省略 附 則 1 (略) (失効) 2 この条例は、 <u>令和6年3月31日</u> 限り、その効力を失う。	本則省略 附 則 1 (略) (失効) 2 この条例は、 <u>令和11年3月31日</u> 限り、その効力を失う。 <u>附 則</u> <u>この条例は、令和6年4月1日から施行する。</u>